

○福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

〔平成19年4月1日〕
規則第14号

平成20年 4月 1日規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、福井県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業の承認等の請求手続）

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定による育児休業の承認の請求をしようとする者は、育児休業承認請求書（様式第1号）及び条例第3条第3号の育児休業計画書（様式第2号）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業法第2条第2項による育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第3条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（様式第3号）により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

（職務復帰）

第6条 育児休業の承認を受けた職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認を取り消されたときは、職務に復帰するものとする。

（条例第3条第4号又は第10条第5号の規則で定める方法）

第7条 育児休業条例第3条第4号又は第10条第5号の規則で定める方法は、育児休業法その他

の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

（平20規則6・追加）

（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）

第8条 育児休業条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例施行規則（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合規則第8号）第39条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間

（平20規則6・追加）

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第9条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（様式第4号）により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（平20規則6・追加）

（育児短時間勤務に係る子の死亡した場合等の届出）

第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（平20規則6・追加）

（部分休業の承認の請求手続）

第11条 育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第5号）により、部分休業を始めようとする日の1月前までに、部分休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

（平20規則6・一部改正・旧7条繰下）

（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

（平20規則6・旧8条繰下）

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

（平20規則6・旧9条繰下）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

育児休業承認請求書 年 月 日提出		所属長印	担当者印
殿	所属		
	補職等		
	氏名	印	
次のとおり育児休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は育児休業期間の延長が必要な理由)		
4 請求の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	年 月 日から	年 月 日まで	
6 備考			

注

- この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類の写しを添付すること。
- 備考欄には、(ア) 請求にかかる子以外に3歳に満たない子を養育する場合はその氏名、続柄及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合はその旨並びに当該承認を受けている子の氏名及び育児休業期間等について記入すること。
- 該当する□欄には、レ印を記入すること。

様式第5号（第11条関係）

（平20規則6・一部改正・旧第4号繰下）

部分休業承認請求書 年 月 日提出		所属長印		担当者印		
殿	所属					
	補職等					
	氏名		印			
次のとおり部分休業の承認を請求します。						
1 請求に係る子			2 請求者以外の子の親			
氏名				氏名		
続柄		子との同・別居		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
生年月日		年 月 日		就業の有無		
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
3 託児の態様		<input type="checkbox"/> 託児施設（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） （託児時間： 時 分～ 時 分） （託児時間： 時 分～ 時 分）				
4 通勤時間		時間 分（託児先を経由する時間を含む。）				
5 請求の期間及び時間		期間		時間		
		年 月 日から		毎日 その他（ ）	午前 時 分～	
		年 月 日まで			午後 時 分～	
		年 月 日から		毎日 その他（ ）	午前 時 分～	
年 月 日まで		午後 時 分～				
6 備考						

注

- この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類の写しを添付すること。
- 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合又は託児の態様若しくは通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、別に定める部分休業承認取消整理簿にその旨を記入すること。
- 該当する□欄には、レ印を記入すること。